

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更に伴う学校開放事業の取り扱いについて

1 マスクの着用

基本的に着用は求めません。

※新型コロナウイルス感染症流行前と同様、個人の判断とします。

2 消毒・換気

消毒や検温などについては原則不要としますが、手洗いやうがい、換気などについては、通常の感染症（風邪やインフルエンザ等）対策の一環として適宜実施してください。

また、消毒作業の時間が不要となることから、スポーツ少年団等の使用時間は最長2時間まで（入退出時間含む）とします。割付け表の平日の時間割りは16時から18時30分までとしていますが、この間の2時間に収めてください。

3 ガイドライン等の廃止について

これまで通知等で示した次の取扱いについては、5月8日で廃止となります。

（1）学校開放事業運用基準

（2）学校開放における新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン

（3）学校開放プール一般開放における新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン

（4）学校施設を使用した試合等における新型コロナウイルス感染拡大予防のための留意事項について

これに伴い、活動の制限が解除されますので、「帯広市学校開放事業（スポーツ事業）の使用心得」「帯広市学校開放事業（文化事業）の説明書」の内容をご確認いただき、活動してください。

4 5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は「発症した日を0日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準として使用をお控えください。